

アレルギー等疾患対応マニュアル

深川市立一已中学校

1. 学校としての基本的な考え方

アレルギー等疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎・鼻炎、食物アレルギー、アナフィラキシー、心臓病、腎臓病、糖尿病等）のある生徒が、安心してより安全で快適な学校生活を送ることができるようにするために、

- (1) 全教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーなどアレルギー等疾患についての正しい知識と理解を持つこと
- (2) 学校は、保護者や主治医と綿密な連携のもと、その生徒の情報を詳細に把握し、該当生徒一人一人に対応した取組を確認するとともに、その情報を全教職員で共有すること
- (3) 学校は、事故予防の観点及び緊急時の適切な対応に向けて、校内委員会を組織してアレルギー等疾患を有する生徒の把握やその対応手順の確立など、校内体制を整備すること

2. アレルギー等疾患を有する生徒の把握（アレルギー等対策部会の活動による）

① 「アレルギー等疾患に関する調査」の実施

学校は、保健調査～様式1「アレルギー及び特別な配慮を要する疾患等に関する調査」や健康診断等によりアレルギー等疾患を有する生徒を把握する。



② 保護者との面談等により「学校における取組の希望」の有無を確認

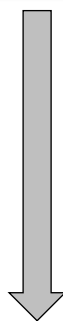
学校は、「アレルギー等疾患に関する調査」に基づき、可能な範囲で保護者と個別に面談等を行い、これまでの主治医とのやり取りなどを聴取し、学校生活における保護者の要望を聞き、「学校における取組の希望」の有無について確認する。



希望なし

③ 「アレルギー等疾患に関する調査」に基づく観察・指導

教職員間で情報を共有するとともに、保護者との相談体制を構築し、本人に対する日常的な健康観察や保健指導を行う。



⑤ 学校保健委員会による取組の確認

アレルギー等疾患を有する生徒、及び学校における配慮・管理事項を確認し、全教職員で共通理解を図ると共に、その取組について学級担任を中心に学校全体で推進する。



医師の指示に基づく保護者と学校で共通理解を図った取組の推進

希望あり

③ 「学校生活管理指導表」の回収

保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用・糖尿病用・その他）」（主治医が作成）を提出してもらい回収する。

④ 「学校生活管理指導表」の整理

回収した「学校生活管理指導表」をもとに、保護者と協議し、学校生活における配慮事項や管理事項を確認し、その取組を決定する。

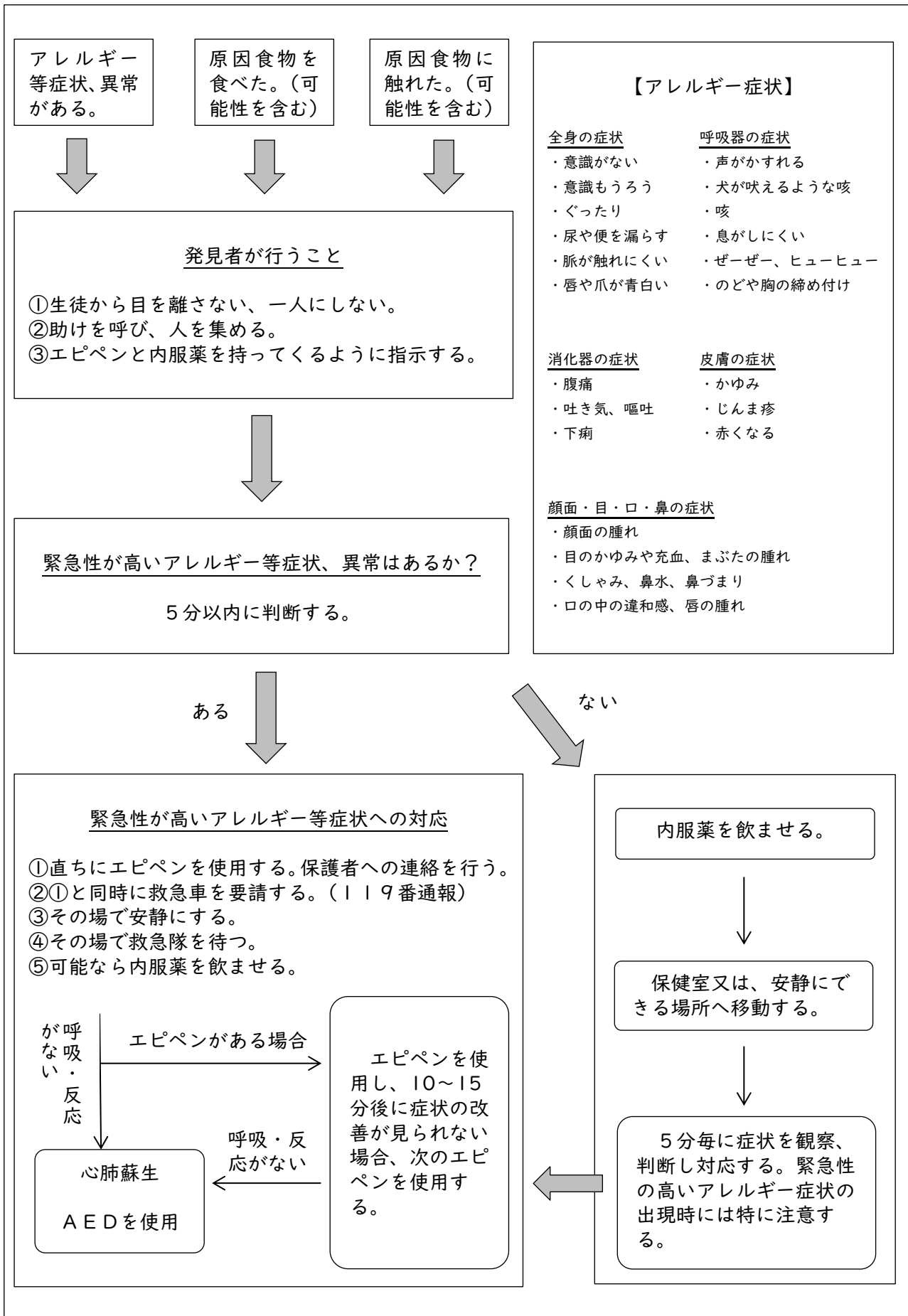
【確認事項】

- ・原因物質と具体的な症状
- ・アレルギーが発生したときの対応方法
- ・エピペンの有無 など

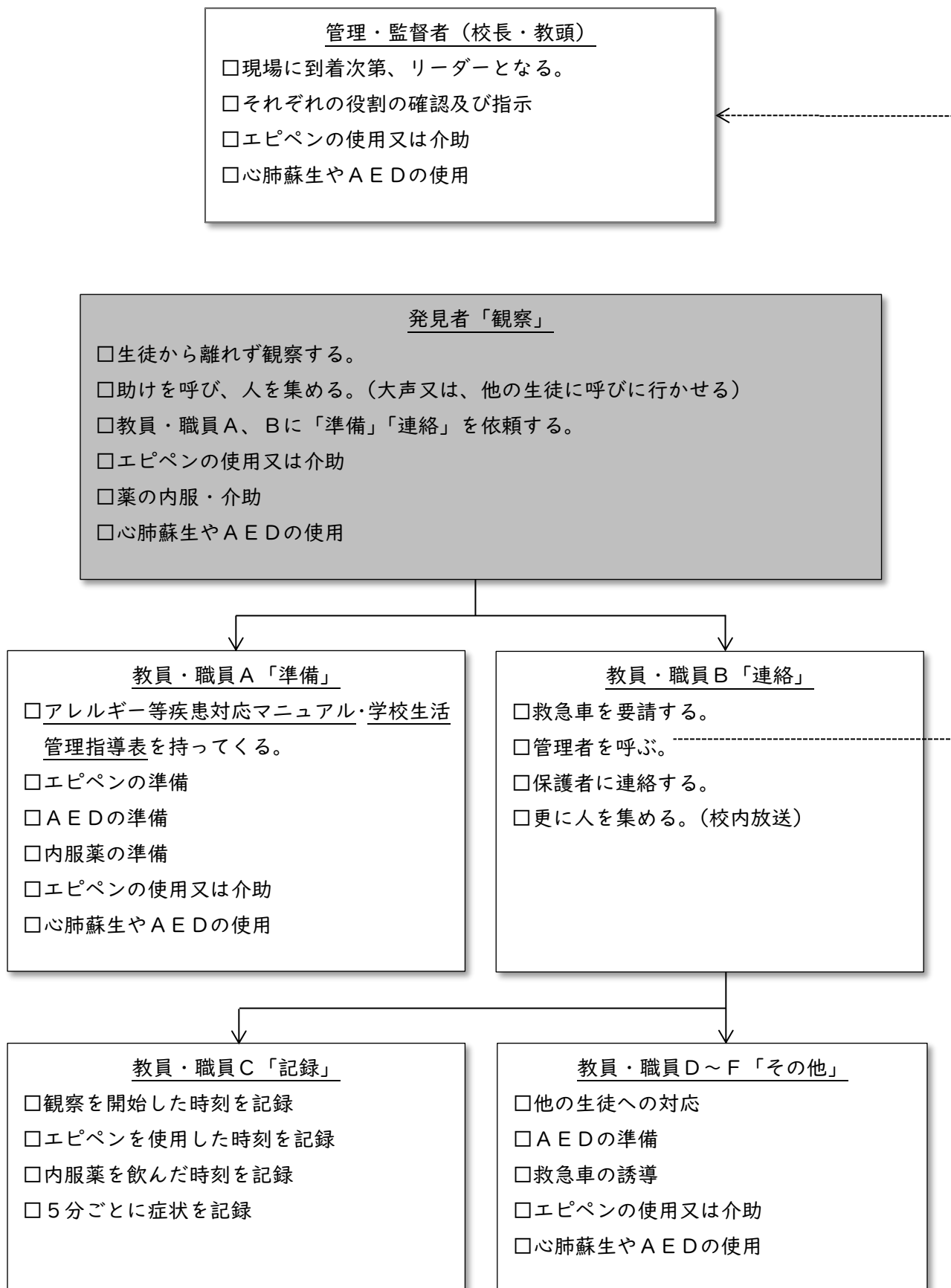
個人情報に係る文書であることに留意し保健室において一括管理する



3. アレルギー等疾患への対応手順、及び役割分担



【役割分担】



4. 学校保健委員会（アレルギー等対策部会）

（1）役割

- ①アレルギー等疾患の要配慮生徒の把握やその対応など取組方法を協議する。
- ②取組方法に基づき、個別に生徒の健康管理や対応について確認する。
- ③症状の重い生徒、重症化が予想される生徒に対する支援の重点化を図る。
- ④校内外の支援体制や救急体制を整備する。
- ⑤教職員全員の共通理解を図る。
- ⑥校内研修を計画し、実施する。
- ⑦取組を評価・検討し、その改善を行う。

（2）構成

- ・校長、教頭、養護教諭、保健主事、学年主任、給食担当者、（学級担任、学校医）

（3）開催

- ◎校長が、必要に応じて構成員を招集し、委員会を開催する。
- ①3月；新年度に向けて新入学生徒及び在校生の対応を決定する。
- ②4月；新体制の教職員で対応を確認する。
- ③要配慮生徒の新たな判明、対応の変更など、緊急を要する場合など、その都度開催する。
- ④校外行事、宿泊を伴う行事の前など、状況に応じて開催する。

（4）組織図

